

住宅防音工事の設計監理を実施する設計事務所の選定について

住宅防音工事の設計及び工事の施工監理を実施する設計事務所については、工事希望者（住宅所有者等）ご本人がその責任において選定していただくこととなります。（**国は設計事務所の斡旋はしていません。**）

参考に令和3年度以降に住宅防音工事の設計監理を実施した設計事務所を掲載いたします。

注：選定にあたっては、工事希望者（住宅所有者等）が設計事務所等と調整する必要があります。

別添資料：（参考）令和3年度以降に住宅防音工事を実施した設計事務所

工事希望者（住宅所有者等）ご本人が設計事務所を選定する際の参考として掲載するものであり、必ずしも別添資料から選定する必要はありません。

あくまで**工事希望者（住宅所有者等）ご本人が自由に選定**してください。

なお、工事希望者（住宅所有者等）と設計事務所との間で問題が生じた場合には、工事希望者（住宅所有者等）と設計事務所の間で調整していただくこととなります。

（国は調整に加わったり、工事希望者（住宅所有者等）と設計事務所との間で生じた問題について対応できません。）